

イ 2年目以降の方(令和6年度から継続して公的年金から特別徴収される方)

公的年金に係る税額は原則として特別徴収されますが、4月から8月までの金額と10月から翌年2月までの金額に差が出る場合があります。

＜例＞公的年金に係る市民税・都民税・森林環境税が24万円の場合

(令和6年度は、公的年金に係る市・都民税が12万円課税されていたとします)

①4月から8月までの年金支給時に、前年度の年金税額から算出された2万円ずつが特別徴収されます(これを **仮特別徴収** といいます)。(12万円×1/2＝6万円を3回に振り分け)

②年税額(24万円)から、4月から8月まで特別徴収された税額(6万円)を差し引いた残り(18万円)が、10月から翌年2月までの年金支給時に特別徴収されます(これを **本徴収** といいます)。(24万円－6万円＝18万円を3回に振り分け)

公的年金からの特別徴収

徴収方法	徴収月	前回通知税額(円)	今回通知税額(円)
仮特別徴収	令和7年 4月		20,000
	6月		20,000
	8月		20,000
特別徴収	10月		60,000
	12月		60,000
	令和8年 2月		60,000

徴収方法	徴収月	今回通知税額(円)
次年度 仮特別徴収	令和8年 4月	③ 40,000
	6月	40,000
	8月	40,000

※次年度の4月・6月・8月については、原則として前年度の公的年金等に係る年税額の6分の1の額が各徴収月における仮特別徴収税額となります。

③今年度の公的年金に係る年税額をもとに、翌年度の仮特別徴収税額が決まります。

(24万円×1/2＝12万円を3回に振り分け)

仮特別徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
(前年度分の公的年金に係る年税額×1/2)×1/3			(特別徴収年税額－仮徴収税額)×1/3		

※年税額は、収入金額だけでなく、扶養の状況や医療費控除などの金額によっても変わってきますので、毎年一定になるとは限りません。

※公的年金等所得以外の所得がある場合は、例示の計算方法にあてはまらないことがあります。

ウ 令和6年度に公的年金からの特別徴収が途中で中止された方

公的年金からの特別徴収は、年の途中で税額変更があった場合や、介護保険料の特別徴収中止等の理由により中止されることがあります。前年度に公的年金からの特別徴収が中止された方は、「ア初年度の方」と同じ徴収方法になります。

エ 税額決定により、公的年金からの特別徴収が変更・中止となる方

前年度より公的年金からの特別徴収が継続されていた方のうち、今回の通知書による税額決定により、特別徴収が変更・中止となる場合があります。

＜例＞令和7年度の公的年金に係る市民税・都民税・森林環境税が3万円の場合

(令和6年度は年金から12万円特別徴収されているとします)

①前年度の本徴収税額の決定と併せて、今年度の仮特別徴収税額が決定しています。

例) 令和6年度納税通知書記載内容

公的年金からの特別徴収

徴収方法	徴収月	前回通知税額(円)	今回通知税額(円)
仮特別徴収	令和6年 4月		10,000
	6月		10,000
	8月		10,000
特別徴収	10月		30,000
	12月		30,000
	令和7年 2月		30,000

徴収方法	徴収月	今回通知税額(円)
次年度 仮特別徴収	令和7年 4月	20,000
	6月	20,000
	8月	20,000

例) 令和7年度納税通知書記載内容

公的年金からの特別徴収

徴収方法	徴収月	前回通知税額(円)	今回通知税額(円)
仮特別徴収	令和7年 4月		20,000
	6月		10,000
	8月		
特別徴収	10月		
	12月		
	令和8年 2月		

徴収方法	徴収月	今回通知税額(円)
次年度 仮特別徴収	令和8年 4月	
	6月	
	8月	

②今年度の税額決定により、年間の年金特別徴収税額が3万円となった場合、前年度に決定した仮特別徴収税額より小さくなるため、令和7年6月の仮特別徴収税額が変更となります。(※このように、前年度決定していた仮特別徴収額が、今年度の税額決定により変更となることがあります)

③6月の年金支給時には、前年度の決定のとおり2万円が特別徴収されるため、超過分の1万円が還付となります。特別徴収は6月で中止となります。なお、還付通知書の送付までに、2カ月ほどお時間をいただきますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

※公的年金等所得以外の所得がある場合は、例示の内容にあてはまらないことがあります。

オ 1月から3月末に府中市から転出された方

8月までの仮徴収は継続されますが、本徴収はされません。

8月まで徴収された税額を差し引いた残りは普通徴収で納めていただきます。(第3期、第4期に振り分けられます)

なお、4月以降にご転出された方は本徴収まで継続となります。

【お問合せ先】
府中市市民部市民税課
電話 042-335-4441